

ご存知ですか？

国有財産



国会議事堂



名城公園



迎賓館（出典：内閣府HP）

平成28年12月
財務省

私たちの国有財産

わが国には、国の行政機関や国会などの庁舎や国道、港湾、公園、さらには国有林など、多くの国有財産があり、そのひとつひとつが私たちの生活に関係する大切なものになっています。

財務省では、国民共有の財産である国有財産が有効に活用されるよう、さまざまな施策を進めています。

目次

国有財産とは	-1-
国有財産の現在額など	-2-
国有地の有効活用や防災への取組	-4-
国有地の売却	-7-
旧里道・旧水路（旧法定外公共物）	-9-
国有財産に関する情報	-10-
国有財産行政の組織（財務省関係）	-11-

【表紙写真】 国会議事堂（衆議院・参議院所管行政財産／公用財産）
迎賓館（内閣府所管行政財産／公用財産）
名城公園（財務省所管普通財産／名古屋市に貸付け）

国有財産とは

国有財産の範囲

- 国は、不動産、動産（現金、机、船舶、航空機など）、債権など多種多様な財産を所有していますが、国が「国有財産」というときは、国有財産法に定められている財産、例えば、土地や建物などの不動産、船舶や航空機などの一部の動産、株式などの有価証券などをいいます。
- 現金、机やいすなどの物品、債権は、ここにいう「国有財産」には含まれません。

行政財産と普通財産

- 国有財産は「行政財産」と「普通財産」の2つに分けられます。
- 「行政財産」は、国が行政上の目的のために所有している財産で、庁舎などの「公用財産」、国営公園や道路・河川などの「公共用財産」、皇居や御所などの「皇室用財産」、国有林野事業のための「森林経営用財産」の4つの種類があります。これらは、それぞれの財産を所管している各省各庁の長が管理しています。



霞が関官庁街（行政財産／公用財産）



首里城公園（行政財産／公共用財産）



京都御所（行政財産／皇室用財産）



白神山地（行政財産／森林経営用財産）

- 「普通財産」は、「行政財産」以外の財産であり、庁舎・宿舎の跡地や相続税として物納された土地のほか、政府保有株式などが含まれ、原則として財務大臣が管理・処分しています。

代々木公園、大阪城公園等の公園敷地など地方公共団体に無償で貸し付けられ、国民の皆様にご利用の場として利用されているものもあります。



兼六園（普通財産／石川県に貸付け）

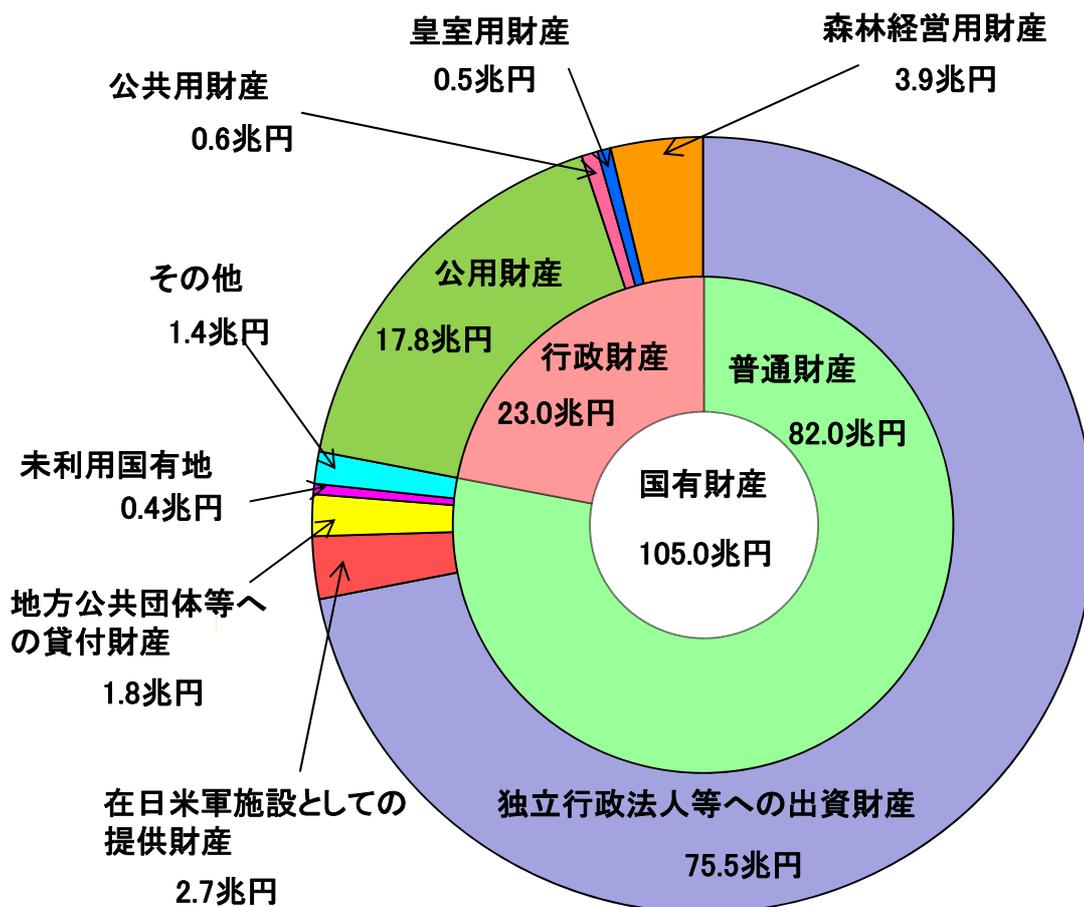
国有財産の現在額など

国有財産の現在額

- 国有財産の価格・数量などは国有財産台帳（国有財産総合情報管理システム）により管理しています。
- 平成27年度末における国有財産の現在額は105.0兆円です。分類別では、行政財産は23.0兆円、普通財産は82.0兆円です。
- 行政財産では庁舎などの公用財産が17.8兆円、普通財産では独立行政法人等への出資財産が75.5兆円です。
- 独立行政法人等への出資財産（政府出資）とは、法人が公共上の見地から事業を行っていること等を踏まえ、法人の業務の的確な実施や経営の安定性の確保等の観点から、国が政策的に出資することによって取得した株式（政府保有株式）や出資による権利等のことをいいます。

（注）国有財産の現在額には、道路台帳、河川現況台帳など、国有財産台帳以外の台帳で管理されている公共用財産（道路、河川など）は含まれていません。

【国有財産の内訳：平成27年度末】



（注）単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

国有地の現在額

- 平成27年度末の国有財産現在額105.0兆円のうち、土地（国有地）は17.7兆円（16.8%）です。
- このうち、行政財産は12.7兆円で、公用財産10.5兆円、森林経営用財産1.1兆円などです。普通財産は4.9兆円で、在日米軍への提供地2.0兆円、地方公共団体等に公園用地等として貸付中の土地1.8兆円などです。

【国有地の内訳：平成27年度末】

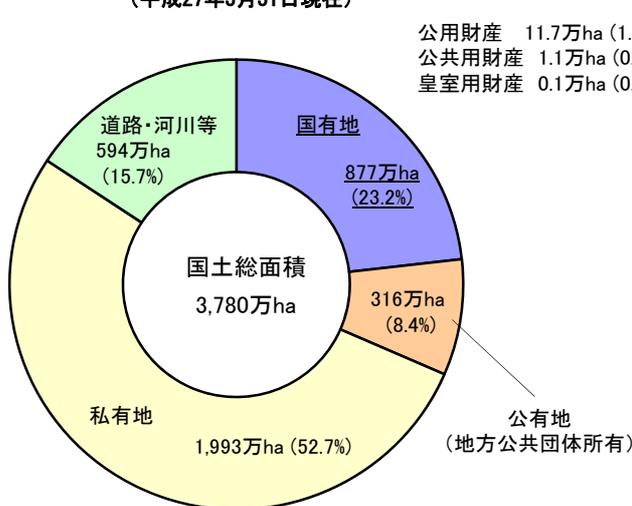
<行政財産> (価格：兆円)			<普通財産> (価格：兆円)	
内 訳		価格	内 訳	価格
公用	防衛施設	3.9	在日米軍への提供地 (横田飛行場、横須賀海軍施設、岩国飛行場等)	2.0
	空港施設 (東京国際空港等)	0.7		
	国会施設	0.8	地方公共団体等への貸付中の土地 (代々木公園、大阪城公園等)	1.8
	矯正施設 (刑務所等)	0.3		
	裁判所施設	0.3	未利用国有地	0.4
	その他	4.1	その他 (山林原野等)	0.6
	小 計	10.5	計 ②	4.9
公共用	新宿御苑、 国営昭和記念公園等	0.5	合計 (①+②) 17.7	
皇室用	皇居等	0.5		
森林経営用	国有林野事業	1.1		
計 ①	12.7			

(注) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

国有地の面積

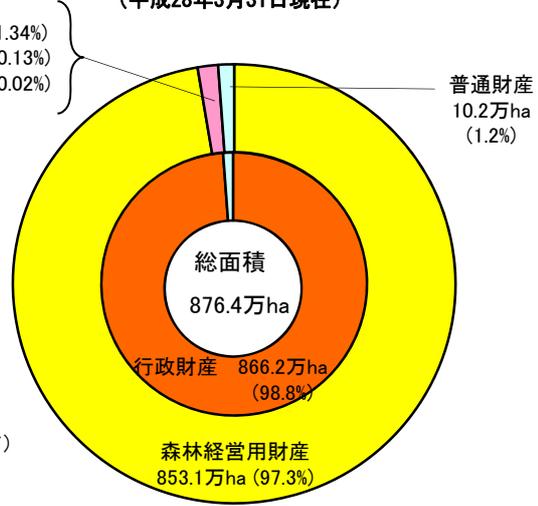
- 平成27年度末の国有地の面積は約876万haと、国土の約4分の1を占めています。
- その大部分（約97%）は森林経営用財産（国有林）で、国有林野事業に用いられています。この森林経営用財産（国有林）は、国土の保全や自然環境の保護という観点から重要な役割を担っており、白神山地や屋久島のように世界遺産に登録されているものもあります。
- 森林経営用財産以外の国有地は約23万haとなっています。

【国土に占める国有地の面積の割合】
(平成27年3月31日現在)



(注) 国土総面積は、土地白書平成28年度版（国土交通省作成）による。

【国有地の内訳(面積)】
(平成28年3月31日現在)



(注) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合があります。

国有地の有効活用や防災への取組

- 国民共有の財産である国有財産は、適正な方法により管理・処分する必要があります。国として保有する必要のないものについては、売却などを通じ国の財政に貢献するとともに、地域と連携した有効活用を図ることによって地域・社会のニーズに対応しています。

社会福祉分野等における国有地の活用

- 平成22年以降、保育、介護などについて国有地の積極的な活用を進めており、地方公共団体に対して、廃止宿舎跡地などの国有地情報を提供し、優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けを積極的に行っています。

【保育分野】

- 「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月）における「国有地を活用した保育所整備」に基づき、財務省としては、地方公共団体に対して、廃止宿舎跡地などの国有地情報を提供し、優先的売却や定期借地制度を用いた国有地の貸付けを積極的に行っています。
- また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月）における「国有地の更なる活用による保育の受け皿の拡大」に基づき、従来の対応に加え、①国家戦略特区に基づく都市公園内にある無償貸付中の国有地の活用、②小規模な未利用国有地にかかる情報提供、③庁舎や宿舎の空きスペースの有効活用といった方策を講じています。

【介護分野】

- 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月）における、「『介護離職ゼロ』に直結する緊急対策」に基づき、2020年代初頭までの「介護離職ゼロ」の実現に向け、用地確保が困難な都市部等において、介護施設整備の促進に資するよう、定期借地権による減額貸付（貸付始期から10年間、5割を限度）等を実施し、国有地の更なる活用を図ることとしています。
 - ・ 対象期間：平成28年1月1日から平成33年3月31日までの間に新規に締結された定期借地権による貸付契約
 - ・ 対象地域：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県
 - ・ 対象施設：特別養護老人ホーム等の施設及びこれに併設される通所施設等



定期借地貸付を活用した世田谷区内の保育園
(平成26年4月 開園)



定期借地貸付を活用した鳥取市内の保育園
(平成25年12月 開園)

	売却						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
保育関係	3	4	4	10	9	10	40
介護関係	2	5	5	4	4	9	29
障害者関係	5	4	3	6	4	1	23
医療関係	2	2	2	2	0	0	8
合計	12	15	14	22	17	20	100

	定期借地						
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
保育関係	0	9	3	5	10	12	39
介護関係	0	0	2	7	2	3	14
障害者関係	0	1	3	0	2	0	6
医療関係	0	0	0	0	0	1	1
合計	0	10	8	12	14	16	60

地域における国公有財産の最適利用等

- 国・地方ともに財政事情が極めて厳しい状況の中、国の庁舎や地方公共団体の施設等の耐震化や老朽化への対応が求められています。また、地域における人口減少に応じた、公共施設等の集約・再編などを行うことが必要となっています。
- このため、財務省・財務局等では、地方公共団体等と連携して相互のニーズを調整し、施設の集約・複合化や国有地・公有地の有効活用など、国と地方公共団体の庁舎をはじめとする公用財産等の最適な利用を図っていくこととしています。

国公有財産の最適利用を図った事例 ～世田谷地方合同庁舎～

○所在地：東京都世田谷区若林4丁目

○入居官署： 国：世田谷税務署、東京法務局世田谷出張所 都：世田谷都税事務所
区：世田谷図書館、世田谷保健福祉センター分室

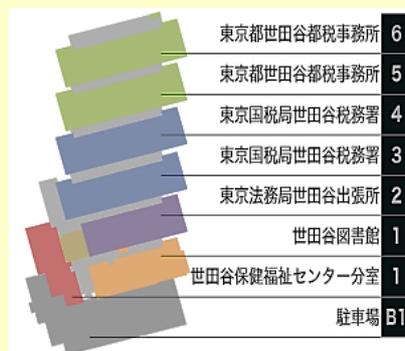
○平成28年7月 新合同庁舎完成

・国有地と都用地を一体利用し、国・都・区の施設を合築整備することにより利用者の利便性向上と財産の有効活用を実現しました。

・世田谷税務署、法務局世田谷出張所の老朽・狭隘・耐震性能不足を解消しました。



〈フロア図〉



国有財産による地方創生支援を図った事例 ～旧輪島合同宿舎1号棟～

○所在地：石川県輪島市鳳至町

○区分・数量：土地・1,102㎡
建物・延961㎡（RC造4階建、平成3年建築）

・旧「輪島合同宿舎1号棟」について、北陸財務局及び輪島市が、地域における有効な活用に向けた協議を重ねた結果、輪島市が移住・定住促進等の一助として活用することとなり、同市に売却した事例です。

【輪島市の利用計画】

建物を解体せずにリニューアル改修を行った上、移住・定住促進住宅（①同市への移住検討者向け、②県立輪島漆芸技術研修所の研修生及び修了生向けなど）として活用。

- 国と地方が連携して、既存の資産ストックの最適な活用を図るものです。
- 本財産が移住者等の「ひと」の受入れにつながり、地域活性化や地方創生に波及していくことが期待されます。



防災への取組

- 東日本大震災を教訓に大規模地震発生による想定外の津波から住民の命を守る可能性を高めるため、一時的に緊急避難ができるよう合同宿舎等を活用した津波避難ビルの指定について、地元地方公共団体と連携しながら取り組んでいます。
- また、津波避難ビルに指定された合同宿舎等を活用した地域住民等による避難・防災訓練にも取り組んでいます。



津波避難ビルに指定された秦住宅（高知市）



和歌山合同宿舎を活用した避難訓練の様子

【平成28年熊本地震対応】

- 平成28年熊本地震の発生後、熊本地方合同庁舎A棟等を避難所として開放しました。また、被災者のために国家公務員宿舎等の無償提供を行っています。



避難所として開放した熊本地方合同庁舎A棟

国有財産の監査

- 各省各庁によって管理されている国有財産の使用状況等にムダや非効率がないかを調査し、確かめるのが「国有財産の監査」です。財務省は、国有財産に関する監査権限を有しており、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 監査により発見したムダや非効率については、各省各庁に対し改善を求め、未利用地の創出や民間ビル等の借受の解消をすることなどにより、財政貢献を果たしつつ、国有財産の有効活用を促進しています。

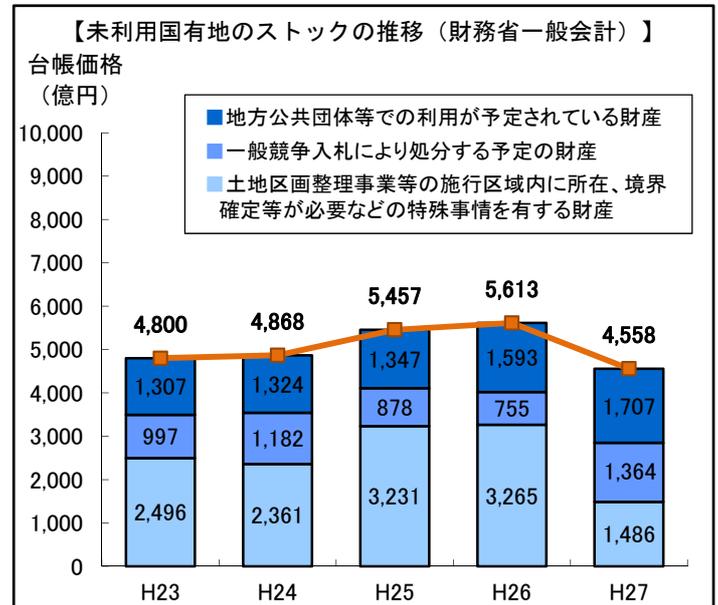
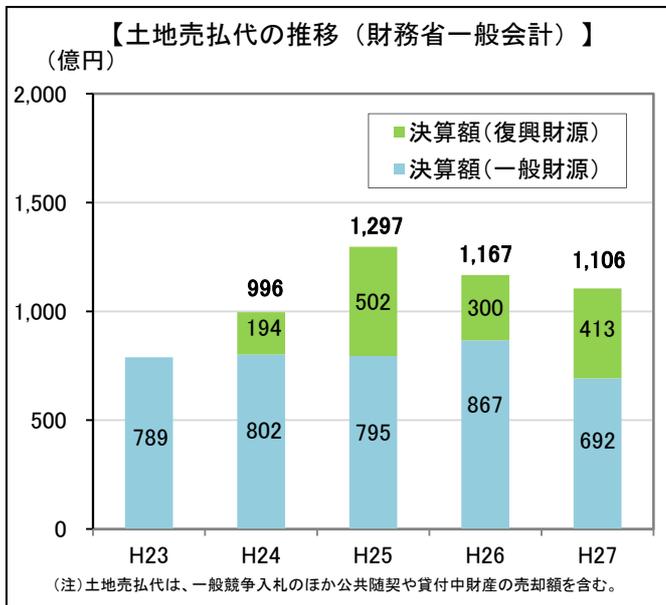
有効活用を求めた監査指摘事例



- 非効率な使用となっている合同庁舎に、民間建物を借り受けしている省庁を移転入居するよう求めました。
- これにより、国有財産の有効活用及び借受費用の削減が図られます。

国有地の売却

- 普通財産である未利用国有地については、全国の財務局等において管理処分を行っています。
- 未利用国有地の売却については、公用・公共用の利用を優先する考え方を基本とし、3か月間、地方公共団体等からの取得等要望の受付を行い、受付期間中に取得等要望がない場合には一般競争入札により売却することとしています。
- 平成27年度の土地売払代（決算額）については、東日本大震災の復興財源に充てられるものを含め、1,106億円となりました。
- 平成27年度末の未利用国有地のストックは4,558億円です。このうち地方公共団体等が公共施設等の用地として利用予定の財産は1,707億円、一般競争入札により処分予定の財産は1,364億円です。



【参考：日本郵政株式会社株式の売却による復興財源への貢献】

平成27年度には、政府が保有している日本郵政株式会社株式を上場し、日本郵政の自己株式取得による売却収入と合わせ、合計で約1.4兆円を復興財源確保法に基づき、東日本大震災の復興財源に充当しています。

国有地の取得に関する架空話（うまい話）にご注意！！

近時、国有地の取得に関する架空話が多数発生しています。

国有地は原則として一般競争入札で売却します。財務省の職員が、個別に国有地について、随意契約できるような働きかけを行い、個人や特定の民間企業に対し、直接随意契約で売り払うことは、一切ありません。

少しでも不審な点があれば、最寄りの財務（支）局・財務事務所・出張所へ、すぐにご連絡・ご相談ください。

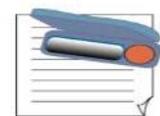
一般競争入札の手続き

- 各財務局等では、年2~4回程度の一般競争入札を実施しています。一般競争入札で売却に至らなかった物件については、一定期間に限り、原則先着順で購入することができます。
- なお、所有権の移転登記は国が囑託で行うため、登記手続きにかかる費用は不要です。（登録免許税は必要です。）
- 一般競争入札に係る情報は、各財務局等で配布している入札案内書や新聞広告、各財務局等のホームページに掲載しています。また、財務局等では「国有財産物件情報メールマガジン」で一般競争入札に係る情報を配信しています。

【一般競争入札の基本的な流れ】



入札風景



『国有財産物件情報メールマガジン』

財務省では、平成26年6月から『国有財産物件情報メールマガジン』配信サービスを開始し、全国の財務局等における国有財産の売却予定等、国有財産の売却等に関する更新情報を電子メールによりタイムリーにお届けしています。

『国有財産物件情報メールマガジン』の配信登録手続きは財務省ホームページ（国有財産情報公開システム）で受け付けています。

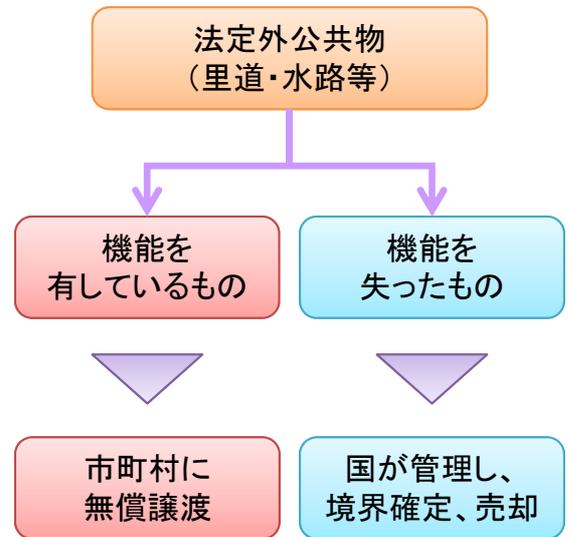
国有財産情報公開システムURL：<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/>

旧里道・旧水路（旧法定外公共物）

法定外公共物とは、道路法、河川法等の適用又は準用を受けない公共物をいい、代表的なものとして「里道」「水路」があります。

平成12年に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により、機能を有している法定外公共物※1は、既に市町村に無償で譲渡が行われています。

また、機能を喪失したもの※2は、旧法定外公共物と呼ばれ、現在、国の管理下にあり、財務局等において境界確定・売却等を行っています。



※1 「機能を有しているもの」とは、里道・水路等として、現に公共的な用途に使われているものをいいます。

※2 「機能を喪失したもの」とは、里道・水路等としての機能を失い、現に公共的な用途に使われていないものをいいます。

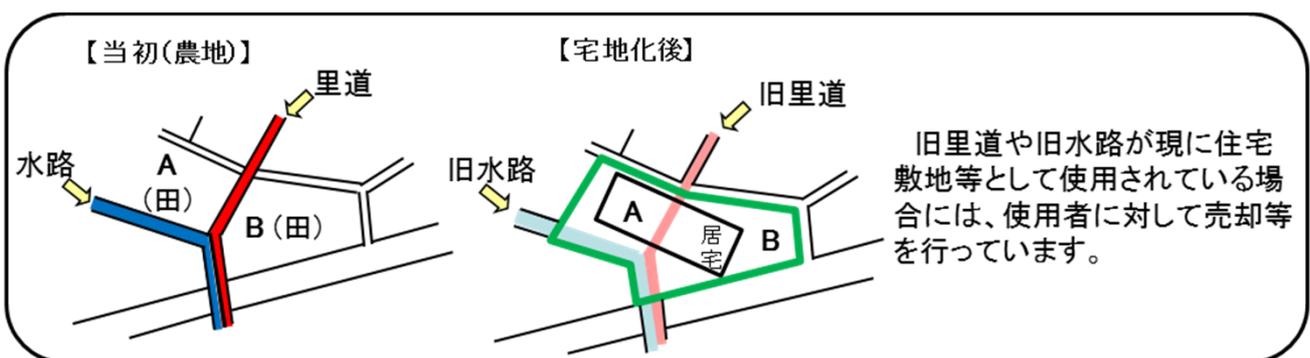
旧法定外公共物の境界確定・購入手続については最寄りの財務(支)局・財務事務所・出張所(11、12ページ参照)までお問い合わせください。



旧里道



旧水路



国有財産に関する情報

- 財務省・財務局等では、国有財産の現状を明らかにする観点から、ホームページなどにおいて、国有財産に関する様々な情報を公開しています。

財務省ホームページ

URL http://www.mof.go.jp/national_property/

- 財務省のホームページに「国有財産」の項目を設け、最新の国有財産行政を反映させた「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の詳細な統計資料を掲載しています。
- また、国会に報告している報告書などの情報や、国有財産に関する報道発表などの情報を掲載しています。



トップページ



「国有財産」のページ

国有財産情報公開システム

URL <http://www.kokuyuzai-san-info.mof.go.jp/kokuyu/>



トップページ

- 財務省ホームページの「国有財産」のページの中に「国有財産情報公開システム」の項目を設けています。
- そこでは、国有財産に関する情報を「買う」・「調べる」・「借りる」に区分して掲載しています。

①「買う」… 国有財産の売却情報

全国の財務局等で一般競争入札等により売却の手続きを行っている物件の情報を掲載。

②「調べる」… 国有財産一件別情報

国有財産について一件別に所在地、台帳数量、台帳価格、地図情報などを掲載。

③「借りる」… 貸付可能物件情報

事業用定期借地などによる貸付けが可能な物件の情報を、全国の財務局等ごとに掲載。

また、トップページで「国有財産物件情報メールマガジン」（8ページ参照）の登録を受け付けています。



「調べる」… 国有財産一件別情報

財務局等ホームページ

URL http://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/zaimu.htm

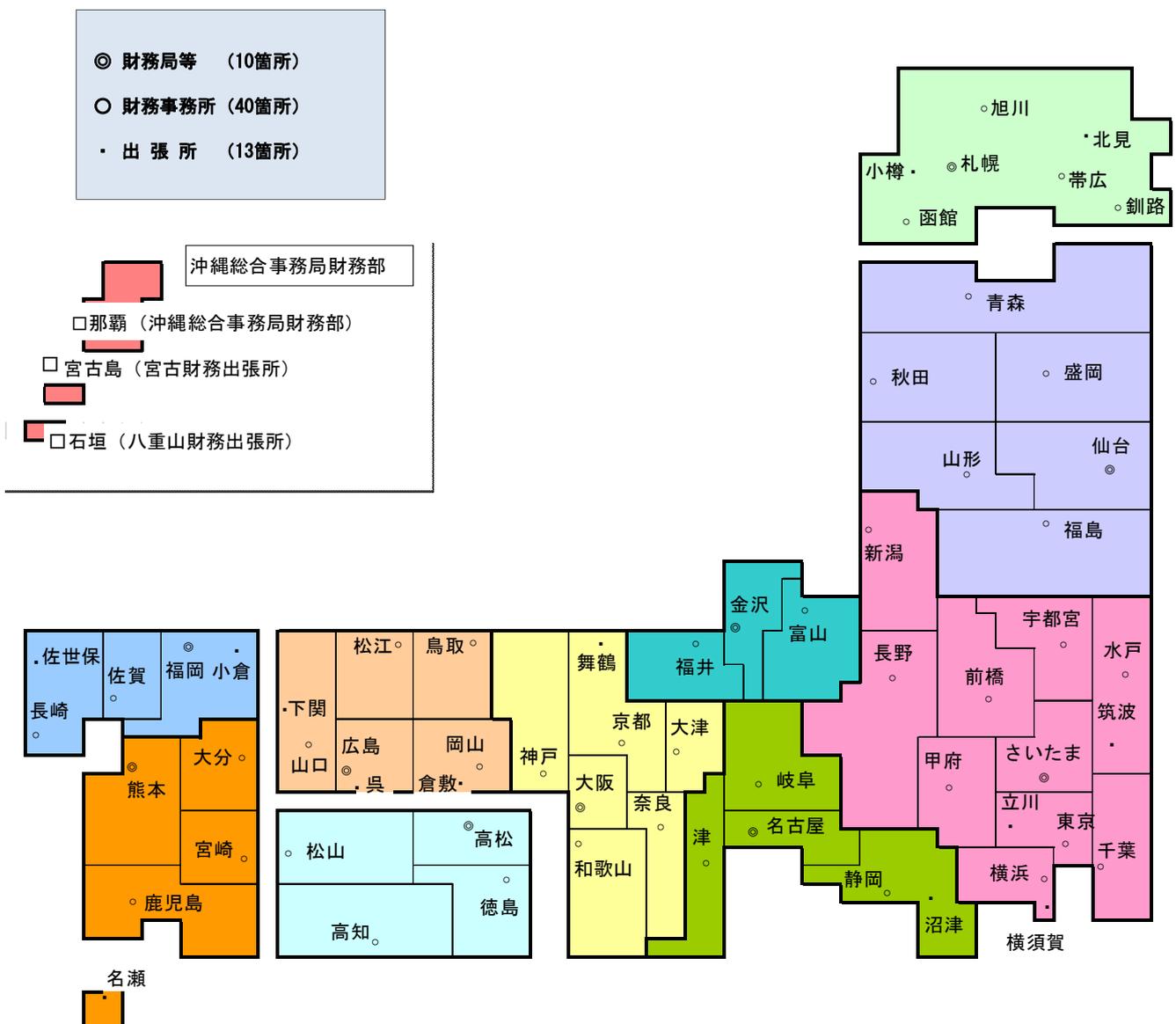
- 各財務局等のホームページにおいても「国有財産」の項目を設け、各財務局等が行っている一般競争入札に係る物件及びその開札結果や公用・公共用の取得等要望の受付情報などの各種情報を掲載しています。

国有財産行政の組織（財務省関係）

- 財務省・財務局等は、普通財産（特別会計所属の普通財産など一部を除く）の管理処分事務のほか、各省各庁が行っている国有財産の管理処分事務について総合調整（総括事務）を担当しています。
- 財務省では理財局が、また、全国の各地域においては各財務（支）局・財務事務所・出張所が業務を行っています。
（参考）行政財産の管理は、財産を所管する各省各庁が行っています。

全国の財務(支)局、財務事務所等

- 財務局は、財務省の地方支分部局として、全国に9財務局（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）及び1財務支局（福岡）が置かれており、下部組織として各地に財務事務所（40箇所）、出張所（13箇所）が設置されています。
- また、沖縄県では、内閣府沖縄総合事務局が財務局の業務を行っています。



各財務局等の所在地

財務局等	郵便番号	所在地	電話番号 (代表)
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011) 709-2311
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	(022) 263-1111
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048) 600-1111
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076) 292-7860
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	(052) 951-1772
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06) 6949-6390
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	(082) 221-9221
四国財務局	760-8550	香川県高松市中野町26-1	(087) 831-2131
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	(096) 353-6351
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092) 411-7281
沖縄総合事務局 財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(098) 866-0091

ご存知ですか？「国有財産の日」

不動産における国有財産の始まりについては、明治維新当時までさかのぼることとなります。

明治維新により成立した明治政府の下で、1873年（明治6年）の地租改正条例により地租（税金）を賦課するため、全国の土地について実地調査が行われました。そして民有地と確認されたものについては地券が交付され、翌1874年（明治7年）11月7日の太政官布告「改正地所名称区別」により官有地と民有地の区別の基準が明確になりました。

こうして地租賦課の対象となる民有地が確定した結果、官有地（国有地）の範囲も明らかになり、不動産における国有財産の概念が成立することとなりました。

財務省では、この太政官布告が発せられた11月7日を「国有財産の日」と位置付けています。



地租改正地引き図面（税務大学校研究部
税務情報センター租税史料室所蔵）



地租改正測量絵図（秋田県立博物館所蔵）

財務省理財局管理課国有財産情報室

〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 TEL：03-3581-4111（内線5978）